

設置費と維持管理費に 補助金を交付



設置後は適切な維持管理を

設置費補助金

市では、合併処理浄化槽を設置する人に、設置費用の一部を補助しています(下表①)。

印旛沼流域に限り、窒素、リンを除去する高度処理型合併処理浄化槽の設置費用の一部を補助しています。

維持管理費補助金

合併処理浄化槽を設置した人は、浄化槽が正常に機能するように、適正な維持管理(保守点検・清掃・法定検査)が義務付けられています。

市では、この維持管理費に補助制度を設けています。補助額は人槽によって異なりますが、合併処理浄化槽の維持管理(保守点検・清掃)に掛かった額の2分の1相当額です(下表②)。

※騒音地域は、特例により補助金の限度額が異なります。くわしくは環境衛生課(☎20-1531)へ。

合併処理浄化槽の補助金(限度額)

①設置費補助金				②維持管理費補助金		
人槽区分	通常型合併処理浄化槽		*高度処理型浄化槽 (窒素除去型)	*高度処理型浄化槽 (窒素・リン除去型)	人槽区分	補助額
	新規 (新築・増築・建て替え)	*単独処理浄化槽、 くみ取り便所からの 転換				
5人槽	220,000円	332,000円	444,000円	528,000円	5人槽	18,000円
6~7人槽	276,000円	414,000円	486,000円	693,000円	6人槽	21,000円
8~10人槽	364,000円	548,000円	576,000円	963,000円	7人槽	24,000円
11~20人槽	626,000円	939,000円	1,092,000円	—	8人槽	27,000円
21~30人槽	980,000円	1,472,000円	1,860,000円	—	10人槽	33,000円
31~50人槽	1,358,000円	2,037,000円	2,496,000円	—	11~50人槽	33,000円

*表中の限度額に、単独処理浄化槽から転換するときは18万円、くみ取り便所から転換するときは10万円が上乗せされず(新築・増築・建て替えは除く)